

【写】

請願第1号

平成30年1月29日

大崎市議会議長

門 間 忠 殿

請願紹介議員 佐藤和好

〃 関 武 徳

〃 佐藤 仁一郎

大崎市障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例
の制定を求める請願書

1. 請願の趣旨

障害基本法が改正され、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することが定められ、その中で初めて「言語に手話を含む」ことが明記されました。

ろう者は意思疎通のため、手、指、体、顔の表情を使い、コミュニケーション=手話を使用してきました。

障がい者にとってすべての生活場面で意思疎通できる環境の整備は、市民にとってもお互いを理解しながら、ともに生きる地域社会、誰もがお互いに思いやれる社会の実現に繋がります。

よって、障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(大崎市手話言語条例等)の制定を求めます。

2. 請願の理由

大崎市においてはこれまで、大崎市第2次障害者計画・第4期障害福祉計画を定め、保険、医療、福祉、教育、雇用等の各分野にわたる障がい者施策を展開してきました。30年度新たに第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定作業進められており、あらゆる面で障がいを理由とする差別の解消を進めていますが、いまだ十分な状況には至っていません。特に、コミュニケーションを図る施策の遅れを感じています。

コミュニケーションは、手話、要点筆記、点字等に限らず多種多彩な対応が

考えられます。これらの多彩なコミュニケーションツールの市民への普及・啓蒙を一層進めることが、市民と障がい者がともに生きる地域社会の実現に繋がると思います。

よって、コミュニケーション手段の利用を促進する条例制定を求めるものです。

請 願 者

大崎市古川千手寺町 1 - 4 - 2 6

大崎ろうあ福祉会

会長 安田 恵

大崎市古川字上古川 2 4 8 - 2 7

大崎ろうあ福祉会

羽田 吉弘